

令和3年度第4四半期求職者支援訓練実施計画（短期・短時間特例訓練）

香川労働局職業安定部
訓練室

1月開講コースの認定申請受付期間：令和3年10月14日～令和3年11月16日（※1参照）

2月開講コースの認定申請受付期間：令和3年11月10日～令和3年12月10日（※2参照）

3月開講コースの認定申請受付期間：令和3年12月7日～令和4年1月13日（※3参照）

訓練分野		第4四半期（短期・短時間特例訓練）	
		1・2・3月開講コース	
		定員数	
計画総合計		上限なし（※4）	
基礎	地域区分	高松市地域	その他地域
	地域人数	上限なし	上限なし
	基礎コース合計	上限なし	
	基礎新規枠	上限なし	
	基礎コース計画枠	上限なし	
実践	介護合計	上限なし	
	介護系	上限なし	
	医療事務合計	上限なし	
	医療事務系	上限なし	
	情報合計	上限なし	
	情報系	上限なし	
	営業合計	上限なし	
	営業販売事務系	上限なし	
	その他合計	上限なし	
	その他系	上限なし	
	実践新規枠	上限なし	
	実践月計	上限なし	
実践コース計画枠	上限なし		

※1 1月開講コースの認定申請受付期間

1月 5日以降に開講する訓練の受付期間：10月14日～10月27日

1月14日以降に開講する訓練の受付期間：10月14日～11月 5日

1月25日以降に開講する訓練の受付期間：10月14日～11月16日

なお、2月及び3月開講コースの認定申請を当該受付期間（10月14日～11月16日）に行うこともできます。

※2 2月開講コースの認定申請受付期間

2月 1日以降に開講する訓練の受付期間：11月10日～11月24日

2月10日以降に開講する訓練の受付期間：11月10日～12月 3日

2月18日以降に開講する訓練の受付期間：11月10日～12月10日

なお、3月開講コースの認定申請を当該受付期間（11月10日～12月10日）に行うこともできます。

※3 3月開講コースの認定申請受付期間

3月 1日以降に開講する訓練の受付期間：12月 7日～12月20日

3月10日以降に開講する訓練の受付期間：12月 7日～ 1月 4日

3月18日以降に開講する訓練の受付期間：12月 7日～ 1月13日

※4 令和3年度開講コースの認定定員の合計が879名に達した時点で認定申請受付を終了します。また、申請状況により、個別の訓練分野の認定申請受付期間を変更する場合があります。

※5 短期・短時間特例訓練コースとは、短期間（訓練期間：2週間以上2か月以下）又は短時間（1か月あたりの訓練時間：60時間以上100時間未満）の実践コースです。

【認定申請に係る留意事項】

① 認定申請は毎月ごとに受付をします。

② 認定申請書類を受理後に認定基準を満たさない場合は、その旨と内容を申請者に確認の上、補正を指示します。不備等が是正され完成した申請書類の到着が補正期限に間に合わない場合は、当該認定単位期間における認定の対象外となりますのでご注意ください。ただし、チェック欄の記載漏れ等記載内容の大幅な修正でない場合は、申請者に了解を得た上で、当支部が赤字修正する場合があります。

③ 申請内容が抽象的である場合、又訓練内容の特殊性から、認定基準に合致しているか判断しがたい場合には、申請者に対して確認するとともに、定められた申請書類及び添付書類以外の提出の書類を必要に応じて求める場合があります。また、必要に応じて現地確認を行うこともあります。